

## 橿原市告示第78号

橿原市町境界防犯灯設置及び維持管理要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

橿原市長 森下 豊

### 橿原市町境界防犯灯設置及び維持管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で住みよいまちづくりの実現を図るため、予算の範囲内において町境界防犯灯の設置及び維持管理の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 町境界防犯灯 2以上の自治会の境界に当たり、かつ住居がない区間において、生活道路として利用している市道その他公共の用に供する道路又はこれに準ずる道路に沿って電柱又は鉄柱に設置する道路照明灯をいう。
- (2) LED灯 光源に発光ダイオードを使用した防犯灯で、消費電力が10ワット以下のものをいう。
- (3) 鉄柱 防犯灯の設置を希望する場所付近に電柱等がない場合に、防犯灯灯具を設置するための鉄管ポールをいう。

(申請者)

第3条 この要綱により町境界防犯灯の設置を申請することができる者は、当該町境界をなす2以上の自治会の代表者で、橿原市に住所を有するとともに現に居住している者とする。

(設置基準及び形態)

第4条 設置する防犯灯は、別に定める設置基準に適合するLED灯とする。

2 設置の形態については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町境界防犯灯の新たな設置及びそれに際して必要となる鉄柱の設置
- (2) 町境界防犯灯及び鉄柱の老朽化等による再設置及び撤去

(事前協議)

第5条 町境界防犯灯の設置を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、防犯灯の設置場所及び設置数等について、市と事前に協議しなければならない。

(設置申請)

第6条 申請者は、橿原市町境界防犯灯設置申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に設置場所の分かる地図及び事前協議書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(設置決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容の審査及び現地の調査等を行い、速やかに設置の可否を決定し、防犯灯を設置する決定(以下「設置決定」という。)をしたときは、橿原市町境界防犯灯設置決定通知書(様式第2号)により、また、防犯灯を設置しないと決定したときは、橿原市町境界防犯灯不設置決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、設置決定において、設置の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

(設置及び維持管理)

第8条 市長は、設置決定後、速やかに町境界防犯灯を設置し、町境界防犯灯の設置等にかかる費用、電気料金その他維持管理費用については、市が負担するものとする。

(職権による設置)

第9条 市長は、必要と認める場合は、第6条に定める申請を経ずに、職権で第4条第2項各号に定める形態で町境界防犯灯を設置することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施し、同日以後の町境界防犯灯等の設置又は撤去に対し適用する。

様式第1号（第6条関係）

檀原市町境界防犯灯設置申請書（新設置・再設置）

年 月 日

（宛先）檀原市長

自治会		自治会	
会長名	印	会長名	印
住所	檀原市 町	住所	檀原市 町
電話番号		電話番号	

檀原市町境界防犯灯設置及び維持管理要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

1. 場所 ..... 町 ..... 番地付近（別添地図のとおり）

2. 形態と灯数

		LED灯	鉄柱		備考
			5.5m	6.3m	
設置数					
設置形態	関電柱		/		
	NTT柱				
	鉄柱 新設				
	鉄柱 既設				
その他（ ）					

3. 理由

---



---

4. 添付書類

- ・設置場所の分かる地図
- ・事前協議書の写し

設置場所詳細

番号	設置場所	設置形態
①	町 番地 付近	関電柱 (番号 ) NTT柱 (番号 ) 鉄柱 (既設・新設)
②	町 番地 付近	関電柱 (番号 ) NTT柱 (番号 ) 鉄柱 (既設・新設)
③	町 番地 付近	関電柱 (番号 ) NTT柱 (番号 ) 鉄柱 (既設・新設)
④	町 番地 付近	関電柱 (番号 ) NTT柱 (番号 ) 鉄柱 (既設・新設)
⑤	町 番地 付近	関電柱 (番号 ) NTT柱 (番号 ) 鉄柱 (既設・新設)
⑥	町 番地 付近	関電柱 (番号 ) NTT柱 (番号 ) 鉄柱 (既設・新設)
⑦	町 番地 付近	関電柱 (番号 ) NTT柱 (番号 ) 鉄柱 (既設・新設)
⑧	町 番地 付近	関電柱 (番号 ) NTT柱 (番号 ) 鉄柱 (既設・新設)

様式第2号（第7条関係）

檀原市指令第 号  
年 月 日

様

檀原市長

檀原市町境界防犯灯設置決定通知書

年 月 日付けで申請のあった町境界防犯灯の設置について、下記のとおり決定したので、檀原市町境界防犯灯設置及び維持管理要綱第7条の規定により通知します。

記

1. 事業名 檀原市町境界防犯灯設置事業
2. 設置の条件

様式第3号（第7条関係）

檀原市指令第 号  
年 月 日

様

檀原市長

檀原市町境界防犯灯不設置決定通知書

年 月 日付けで申請のあった町境界防犯灯の設置について、下記のとおり設置しないものと決定したので、檀原市町境界防犯灯設置及び維持管理要綱第7条の規定により通知します。

記

1. 事業名 檀原市町境界防犯灯設置事業
2. 不設置の理由